

厚木市老人福祉センター寿荘 移転方針（案）

厚 木 市

厚木市老人福祉センター寿荘移転方針（案）について

1 趣旨

老人福祉センター寿荘（以下「寿荘」という。）は、文化教養活動やレクリエーションなどを供与し、高齢者に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的とした、老人福祉施設です。

寿荘が所在する厚木シティプラザは、複合施設等整備基本計画（令和2年1月策定）等において、権利者との意見調整を図った上で解体し、隣接するバスセンターの拡張用地や、広場として活用する予定とされています。

こうしたことから、現在ある寿荘の機能を他の建物に移転する必要があるため、施設の移転に向けた方針（案）をここで示すものです。

2 施設の概要

■根拠条例 厚木市立老人福祉センター条例（昭和53年3月31日）

■所在地 中町一丁目1番3号 厚木シティプラザ（5階、6階の一部）

■開館日 347日（休館日：年末年始及び施設点検日）

■開館時間 午前9時から午後7時まで

■延べ床面積 827.89㎡

■諸室の配置

＜貸館施設＞ 738.21㎡			
大会議室	260.86㎡（200人）	和室	39.42㎡（20人）
美術室	53.48㎡（20人）	小会議室A	83.40㎡（35人）
小会議室B	47.15㎡（20人）	音楽室A	118.86㎡（50人）
音楽室B	58.12㎡（25人）	トレーニング室	53.48㎡（10人）
事務室	23.44㎡	※（ ）内は収容定員	
＜その他＞ 89.68㎡			
ヘルストロコーナー	26.00㎡	収納庫(3室)	63.68㎡

■利用状況

年度	利用人数
令和元年度	105,246人
令和2年度	28,376人
令和3年度	44,473人
令和4年度	105,015人
令和5年度	64,155人

3 移転に係る経過

- ・昭和53年2月 総合福祉センター隣接地に建設
地上3階 延べ床面積872.55㎡
- ・平成27年4月 現在地（厚木シティプラザ5階、6階）へ移転
厚木シティプラザ5階、6階の一部 延べ床面積 827.89㎡
- ・平成30年9月 寿荘に関する市民アンケート調査（新庁舎への移転）を実施
- ・令和2年1月 複合施設等整備基本計画
- ・令和4年2月 公共施設最適化基本計画・個別施設計画
- ・令和5年5月 寿荘の移転に関する利用者アンケート（機能移転）を実施
- ・令和6年10月 寿荘利用団体意見交換会（機能移転）を実施
- ・令和7年1月 寿荘利用団体意見交換会（機能移転）を実施
- ・令和7年2月 市民参加条例に基づく意見交換会を実施

4 個別計画における位置付け

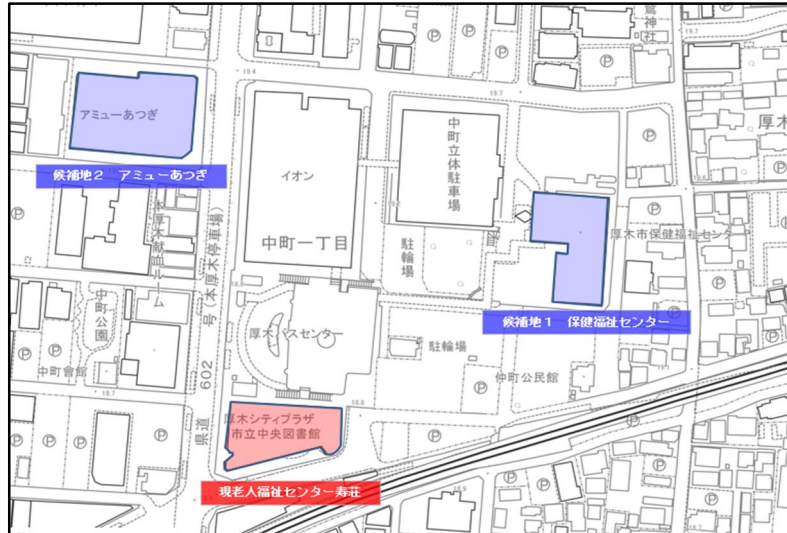
■公共施設最適化基本計画・個別施設計画

高齢者の生きがいづくり及び健康づくりの活動の場として、中心市街地に立地し、市民の健康の向上及び福祉の増進を図ることを目的に設置した保健福祉センター等への機能の移転を検討します。

5 移転先の選定に係る留意点

- （１）老人クラブ連合会からの意見に基づく選定
老人クラブ連合会の皆様と協議を進めながら、適正な配置を検討します。
- （２）利用団体からの意見に基づく選定
寿荘の利用団体の皆様のご意見を伺いながら、適正な配置を検討します。

6 移転先候補地



候補地1：厚木市保健福祉センター

(メリット)

- ・ 中心市街地で厚木バスセンターからも近く、現状と利便性に差がない。
- ・ 貸館機能（6階ホール）が共用でき、スペース確保につながる。

(課題)

- ・ 開館時間等が異なるため、利用団体との利用方法の調整が必要。
- ・ 児童発達支援センターや療育相談センターがあるため、施設利用における動線への配慮が必要。

候補地2：アミューあつぎ

(メリット)

- ・ 中心市街地で厚木バスセンターからも近く、現状と利便性に差がない。

(課題)

- ・ 開館時間等が異なるため、利用団体との利用方法の調整が必要。
- ・ 高齢者が利用できる施設として、無料と有料が混在する。
- ・ 公共フロア、商業フロア共に、空きスペースがない。

【最終候補地として】

二つの候補地のメリットと課題を勘案し、最終候補地を保健福祉センターに選定します。

厚木市保健福祉センター

(中町一丁目4番1号／平成2年度竣工・築35年／SRC工法／1063.18㎡)

(ア) 水浴訓練室（6階、529.04 ㎡）

- ・ 水浴訓練室 330.85 ㎡
- ・ 更衣室等 121.20 ㎡
- ・ 廊下等 76.99 ㎡

※令和6年9月30日廃止

(イ) 保健福祉センター貸館

- ・ 6階ホール 534.14 ㎡
- ※現在の保健福祉センターの利用団体と共用

7 厚木市立老人福祉センター条例の一部改正

厚木市老人福祉センター寿荘の移転に伴い、厚木市立老人福祉センター条例第2条における老人福祉センターの位置を改正する予定です。

8 今後のスケジュール

R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
→ 寿荘利用団体 意見交換	→ 寿荘利用団体 意見交換 (レイアウト調整等)	→ 条例改正手続		
→ 市民参加 (意見交換)	→ 市民参加 (パブコメ) 内装設計	→ 水浴訓練室 解体・改修工事	→ 移転手続	→ 供用開始

厚木市老人福祉センター寿荘移転方針（案）に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

老人福祉センター寿荘は、複合施設整備基本計画等において厚木シティプラザの解体が予定されていることから、他の公共施設へ老人福祉センター寿荘の機能移転に向けて移転方針を策定するものです。

つきましては、移転方針の策定について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市老人福祉センター寿荘移転方針（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（4月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（4月1日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信
- (4) 老人クラブ連合会への周知
- (5) 保健福祉センター6階ホール利用者への周知

4 方針（案）の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で4月1日（火）から5月1日（木）まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は健康医療課（電話 046-225-2174）に連絡してください。

- (1) 保健福祉センター1階 健康医療課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 中央図書館
- (6) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (7) 老人福祉センター寿荘
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/kenkochojusuishinka/13/45638.html>

5 意見等提出期間

令和7年4月1日（火）から5月1日（木）まで

※ 郵送の場合は、5月1日必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142123-u/offer/offerList_detail?tempSeq=90241

- (2) 意見提出用紙を持参する。

ア 保健福祉センター1階 健康医療課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター1階
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (キ) 老人福祉センター寿荘

- (3) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市健康こどもみらい部 健康医療課 宛て

- (4) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-224-8407

- (5) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 2250@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市老人福祉センター寿荘移転方針パブリックコメント
意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市老人福祉センター寿荘移転方針の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。